

○国際武道大学の研究活動における不正行為の防止に関する規程

平成27年5月25日制定

(目的)

第1条 この規程は、国際武道大学(以下「本学」という。)における適正な研究活動の保持及び研究活動上の不正行為(以下「不正行為」という。)の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動上の不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用をいう。
- (2) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (3) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (4) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (5) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (6) 教職員等 本学に雇用されているすべての者をいう。
- (7) その他 社会通念上、不適切と判断される行為をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(責任と権限)

第4条 研究活動を適切に運営及び管理し、不正行為を防止するために最高管理責任者、

統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
 - (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長をもって充てる。
 - (3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、研究活動の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、研究科長、学部長及び附属研究所長をもって充てる。
 - (4) 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図るものとし、附属研究所長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って研究活動の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 統括管理責任者は、研究活動を適正に運営・管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(研修会及び説明会の開催)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、研究活動の適正化を図ることを目的として、教職員等を対象に毎年、研修会及び説明会を開催しなければならない。

(研究倫理教育)

第7条 研究倫理教育責任者は、研究機関全体として研究倫理の向上を図るため、研究倫理教育を行わなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、専攻分野の特性に応じた研究倫理教育を行わなければならない。

(相談・通報窓口)

第8条 不正行為の未然防止及び不正行為があった場合に適切な措置を行うこと等を目的とし、不正行為に関する学内外からの相談・通報窓口を研究支援センター事務室とする。

2 相談・通報窓口の責任者は、研究支援センター事務室長とする。

3 相談・通報窓口は、相談・通報の内容により、相談・通報者と面談を行う。

(通報の相談)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について

疑問がある者は、相談・通報窓口に対して相談することができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、相談・通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等であるときは、相談・通報窓口の責任者は、コンプライアンス推進責任者及び最高管理責任者にその内容を報告するものとする。
- 4 前項の報告があったとき最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、当該報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報の受付体制)

第10条 不正行為の疑いがあると思料する者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により相談・通報窓口に対して相談・通報を行うことができる。

- 2 通報は、原則として、顕名により行われるものとし、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されていなければならない。
- 3 相談・通報窓口の責任者は、匿名による通報について、必要と認める場合には、コンプライアンス推進責任者と協議の上、顕名の通報に準じてこれを受け付けることができる。
- 4 相談・通報窓口は、不正行為の通報の内容を速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該通報に関係する部署等があるときは、該当する部署等の長にその内容を通知するものとする。
- 5 相談・通報窓口は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に対して受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されている場合に限る。)は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(相談・通報窓口の職員の義務)

第11条 相談・通報の受付に当たっては、相談・通報窓口の職員は、相談・通報者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 相談・通報窓口の職員は、相談・通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室に

て実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

- 3 相談・通報窓口の職員のうち、通報者及び被通報者との直接の利害関係を有する職員は、通報のあった事案に関与してはならない。

(通報者の保護)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属するすべての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 最高管理責任者は、相当な理由なしに通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人国際武道大学就業規程(以下「就業規程」という。)及びその他関係諸規定に従って、その者に対して処分を課することができる。

(被通報者の保護)

第13条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対する研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規程その他関係諸規定に従って、その者に対して処分を課することができる。

(悪意に基づく通報)

第14条 何人も、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とした悪意に基づく通報(以下、「悪意に基づく通報」という。)を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費等の配分機関(以下

「資金配分機関」という。)及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第15条 最高管理責任者は、第10条に基づく通報があった場合又はその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、研究支援センター内に予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施させなければならない。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) コンプライアンス推進責任者

(2) 本学教職員の中から最高管理責任者が任命した者

(3) その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 委員長は、コンプライアンス推進責任者の中から最高管理責任者が指名する。

4 予備調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

5 予備調査委員会は、必要に応じて予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

6 予備調査委員会の委員のうち、通報者及び被通報者との直接の利害関係を有する委員は、通報のあった事案に関する調査及び審議に加わることができない。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事柄について予備調査を行う。

2 予備調査委員会は、通報を受ける前に取り下げられた論文等に対する通報について予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し判断するものとする。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会委員長は、通報を受け付けた日又は最高管理責任者から予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。

3 最高管理責任者は、次条に定める研究活動上の不正行為調査委員会による調査(以下「本調査」という。)を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し本調査への協力を求める。

4 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨を報告するものとする。

5 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示するこ

とができるよう予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(不正行為調査委員会の設置)

第18条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該通報事案に関する調査を実施するため、研究活動上の不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) コンプライアンス推進責任者
 - (2) 本学教職員の中から最高管理責任者が任命した者
 - (3) 法律の専門的知識を有する有識者
 - (4) 最高管理責任者が指名する有識者
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員長は、コンプライアンス推進責任者の中から最高管理責任者が指名する。
- 7 委員長は、調査委員会の業務を総括する。
- 8 副委員長は委員の中から最高管理責任者が指名する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときはその職務を行う。

(本調査の通知)

第19条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し速やかに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。この場合において被通報者が本学以外に所属していると

きは、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金配分機関にも本調査を行う旨を報告する。

- 3 調査委員会は、本調査の対象者に対し、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の提出を求め、当該資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会の委員のうち、通報者及び被通報者との直接の利害関係を有する委員は、通報のあった事案に関する調査及び審議に加わることができない。
- 5 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 6 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 7 通報者、被通報者及びその他当該通報者に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外であるときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

- 2 前項の求めがあったときは、調査委員会は、中間報告書を取りまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等についても適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第6項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手續)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算し、原則として150日以内に調査した内容をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、保存義務期間

の範囲に属する生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

- 4 被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責めによらない事由により、前項に規定する生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の本来存在するべき基本的要素の不足が生じたものと認められるときは、当該基本的要素が不足することをもって直ちに不正行為と認定することはできない。また、当該基本的要素の不足理由が保存義務期間(論文発表後5年間を原則とし、各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。)を超えることによるものである場合も同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第28条 最高管理責任者は、報告後、速やかに調査委員会の調査結果を通報者、被通報者及び被通報者のほかに不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加え、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁にも調査結果を報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申し立て)

第29条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、調査結果(認定を含む。)の通知を受けた日から起算して14日以内に調査委員会に対して不服申立てをすることができる。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときはこの限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員会委員は、第18条第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して趣旨、理由等を勘案し再調査を行う旨を決定した場合には、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対し不服申立てがあったことを報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定に係る通報者からの不服申立てがあった場合、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(再調査)

第30条 前条に基づく不服申立てについて再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続の打切りを決定することができる。その場合には、調査委員会は速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出てその承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定に係る通報者からの不服申立てがあった場合の再調査の結果について、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(調査結果の公表)

第31条 最高管理責任者は、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、

研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発を受ける前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(調査中における一時的措置)

第32条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者が通報を受けた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、速やかに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するも

のとする。

(措置の解除等)

- 第35条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して実施した研究費の支出停止を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分等)

- 第36条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規程その他関係諸規定に従って処分を課すものとする。
- 2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合であって、通報者が本学教職員のときは就業規程その他関係諸規定に従って処分等の適切な措置を講ずる。
- 3 最高管理責任者は、第1項及び第2項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対してその処分の内容等を通知する。

(是正措置)

- 第37条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、関係部署等に速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告し、是正措置等をとることを命ずる。
- 2 関係部署等の責任者は、前項の勧告に基づき、関係部署等の是正措置等をとるものとする。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(守秘義務)

- 第38条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。本学の職員等でなくなった後も同様とする。
- 2 この規程に定める業務に携わるすべての者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査が完了し調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏れいしないようこれらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏れいした場合は、通報者及び被通

報者の了解を得ることにより、調査中にかかわらず当該調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは当該者の了承は不要とする。

- 4 この規程に定める業務に携わるすべての者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(庶務)

第39条 予備調査委員会、調査委員会及び相談・通報窓口に関する庶務は、関係部署等の協力を得て研究支援センター事務室が行う。

附 則

この規程は公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。